

石川労働局発表
令和4年3月19日(土)

【照会先】

石川労働局総務部総務課
総務課長 山本 栄史
総務課長補佐 木津 淳也
(電話) 076 (290) 0325

報道関係者 各位

石川労働局労働基準部労災補償課職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年3月18日(金)、石川労働局労働基準部労災補償課(金沢市西念3-4-1金沢駅西合同庁舎5階。以下「労災補償課」という。)に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しておらず、3月17日(木)まで出勤し、終日マスクを装着して勤務していましたが、感染者(職場外)の濃厚接触者として自宅待機中の18日(金)に抗原検査を受け、同日に感染が確認されたものです。

労災補償課では、事務室内及び共用部分の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

当該職員の行動歴を確認した結果、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のため石川県発熱患者等受診相談センターやかかりつけ医等までご連絡いただきますようお願いいたします。